

先 - 2
8. 2. 5

先進医療 A の施設基準の見直し（案）

| 告示番号 6：細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法） | | |
|---|--|---|
| 項目 | 見直し案 | 現行 |
| 保険医療機関に 係る基準 | (実施診療科の医師数) 実施診療科において、常勤の医師が <u>一名</u> 以上配置されてい ること。 | (実施診療科の医師数) 実施診療科において、常勤の医師が <u>三名</u> 以上配置されてい ること。 |
| | (その他医療従事者の配置（薬剤師、臨床工学技士等）) <u>(削除)</u> | (その他医療従事者の配置（薬剤師、臨床工学技士等）) <u>臨床検査技師が配置されていること。</u> |
| | (医療機関としての当該技術の実施症例数) 当該療養について <u>五例</u> 以上の症例を実施していること。 | (医療機関としての当該技術の実施症例数) 当該療養について <u>十五例</u> 以上の症例を実施していること。 |